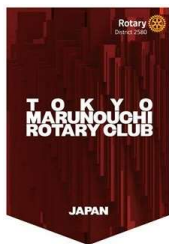


東京丸の内ロータリークラブ

2020年11月18日 第64回 例会議事録



「笑おう---好奇心と実践---」
Laughter
-through Curiosity and Participation-

2020-21 年度 クラブ会長
嘉納英樹 Thurgood Kanoh



Club of Tokyo Marunouchi

T O K Y O
MARUNOUCHI
ROTARY CLUB

“Rotary Opens Opportunities”

2020-21 国際ロータリー会長

ホルガー・クナーク

「ロータリーは機会の扉を開く」

2020-21 第2580地区ガバナー 野生司義光



【式次第および議事録】

～オープニングムービー～

1. 司会進行 今井 菜美子 幹事
2. 開会点鐘 嘉納 英樹 会長
3. 四つのテスト 高木 元太 会員
4. ゲスト・ビジター紹介 玉木 仁 直前副会長

①アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士

田端 仁美 様

②株式会社フェニックス東京 代表取締役

下村 京平 様

③タイセイ企画有限会社 中小企業診断士

吉村 太一 様

④株式会社 IECs マインドトレーナー

舟生 侑未 様

⑤鈴木隆雄公認会計士事務所(東京江東 RC)

地区研修副リーダー 鈴木 隆雄 様

5. ニコニコ報告 鷺澤 充代 会計

・尾崎 由比子 直前会長

・古山真紀子会長エレクト

・鷺澤 充代 会計

6. 会長報告 嘉納 英樹 会長

7. 幹事報告 今井 菜美子 幹事

・年次総会の件 他

8. 出席報告 古山真紀子会長エレクト

・出席者:9名、欠席:1名

・出席率:90%

9. 卓話者紹介 嘉納 英樹 会長

10. 卓話 【右参照】

11. 今後の予定 尾崎由比子 直前会長

12. 閉会点鐘 嘉納 英樹 会長

13. 写真撮影 出席者全員

【卓話】

アンダーソン毛利友常法律事務所

弁護士 田端 仁美 様

『検察官の仕事』

(以下、田端様)

ただ今ご紹介にあずかりました、田端と申します。今日は素敵な会にお招きいただきまして、本当にありがとうございます。今、嘉納先生の方からご紹介いただいた通り、アンダーソン毛利友常法律事務所です。弁護士として勤務しております、もうすぐ、もう1年以上経ちます。ですが、約2年前までは検察官として勤務しておりました。先程もお話があった通り、検察庁から弁護士事務所の方に転出をする制度というものを使って、今回今の事務所に入らせていただいているところです。私自身、ほんとに今良い経験をさせていただいています。検察官という職業は、なかなか会えない、会う時は正直良くない理由です。会えないことが1番良いことということです。“検察官ってどんな人なのだろう?”、“怖い人間なんじゃないか?”、“検察庁ってどんなところなんだろう?”、“ドラマとか観ると、恐ろしい場所なんじゃないか?”などご想像があるかと思うんですけど、せっかくなので今回はタイミングで、で、で、“検察官の仕事”ということでお話をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、“検察庁ってなに?”ということです。検察庁というのは他のなにか、なにか、なにかとほぼ同じです。検察庁の行う事務を統括している庁となります。みなさん名前聞いたことがあると思いますが、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、あとあまり聞かないかもしれませんが、区検察庁というものがあります。また、他に支部というものもあります。よく千葉地方検察庁松戸支部とか、ニュースでもしかしたら聞かれたことがあるかもしれませんが、ちょっと大きい都市には支部が置かれていたりしています。それぞれ最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、そして区検察庁は簡易裁判所にそれぞれ対応して、置かれています。なので、最高裁判所が扱う事件は最高検察庁が扱う。地方裁判所が扱う事件は地方検察庁が扱うということで、対になって置かれているということになります。

よく訊かれるのが、“警察となにが違いますか?”ということも訊かれます。それについて説明しますと、警察というのはみなさんご存知の通り、悪い人間を逮捕して、いろいろと捜査をして、取り調べをしたりしています。そこに被疑者というふうに書いてあるのですけども、よくニュースとかだと容疑者とか、ドラマとかでも聞くと思

います。容疑者というのはテレビ用語というか、メディア用語というか、正式名ではありません。正式には被疑者というふうに呼ばれています。私たちというか、容疑者とは言いません。警察はよくニュースとかで誰々さんが警察庁に送検されましたというふうになっていると思いますけれども、警察は被疑者を逮捕した時には必ず検察庁、検察官に事件を送致しなければいけないという決まりになっています。あれがテレビでやっているやつです。これもここに送検と書いたんですけど、送検というのもメディア用語です。正式には送致というふうに言います。検察庁に送致するから、送検というふうに呼んでいるのかなというふうに思います。

警察との違いですが、まず検察官というのはよく東京地検特捜部が誰々さんの家に行って逮捕しましたというお話もある通り、逮捕をすることはできます。なので、手錠を持って、“あなた逮捕しますよ。ガチャン”とすることはできます。ただ、治安の維持というか、犯罪を防ぐという、警察の活動とはちょっと違うので、私たちは拳銃を持って、発砲することはできません。そこが警察との違いです。検察庁では警察から必ず送致を受けますが、警察官自ら、被疑者の方とか、担当の方の取り調べを警察と同様に行って、必要があれば、警察を指揮して補充捜査を自分の調べをして、最終的に被疑者について裁判所に裁判を起こすか、起こさないか。これを起訴という、控訴を提起する、起訴というふうに言いますが、これを決定するところがあります。したがって、警察との違いですが、警察は裁判所に起訴をすることはできません。検察官だけが起訴をすることができます。あと、実際に裁判になった後にその裁判について、この人はこういう証拠があるので有罪です。犯罪をおかしたということで、間違いありませんというふうに立証ですね。証明をして、裁判所からの判決をもらうというものは警察にはできない仕事、検事、検察官だけの仕事となります。

検事と検察官の違いはなんでしょう？テレビとかでも検事って出たり、検察官というのが出たり。ここに書いてあります通り、検事は検察官という職業の中の役職の1つです。なので、職業としたら検察官になります。その中に検事があります。他には検事総長、次長検事、検事長で検事、及び副検事。副検事などと区分されています。検事総長は高検察庁の1番偉い方。で、次長検事は最高検にいて、検事総長を補佐する人。そして、検事長は高等検察庁で1番偉い人です。

では、検事と副検事ってなんでしょう？私は現在弁護士ですけども、検事です。検事というのは最高検でも高等検でもどこでもいますが、お伝えしたように捜査とか、裁判の仕事をしています。検事は司法試験に合格したもので、研修を終えた人が任命されてなります。

一方、副検事です。業務はほとんど同じです。捜査をしたり、裁判をしたりは同じですけども、ここに副検察庁とありますが、副検察庁というところに配置されます。どちらかと言うと簡単な事件を担当しています。副検事は司法試験ではありませんが、検察事務官、裁判所書記官、検察官を一定年数経験して、副検事試験に合格すればなることができます。HEROというドラマの松たか子さんがもともと検察事務官役でしたが、その後検察官になっています。あの方がどうしたのか分かりませんが、検察事務官からなるルートだと、副検事。検事なりたかったら、司法試験に受かって、検事にいく必要があるという。ここに違いがあります。

検察官の仕事ですけども、先程もお伝えした通り、警察から送致を受けた事件。そして、検察官に直接告訴とか告発を受けた事件。検察官自体が認知した事件について捜査をして、裁判所に起訴するかどうかが決めます。ただ、検察官というのは起訴ができる事件、この人が確実に犯人だなというふうに思った事件でも、ここに書いてある通り、いろいろ年齢とか性格とか、犯罪の重さ、情状などによって起訴しないこともできるということになっています。これが日本の検察官の特色です。例えば、万引をしてしまって、この人はたしかに悪い人だけれどもまだ1回目で非常に反省していますし、お金も返しましたということであれば、今回は起訴しないでおきましょうということができます。

ニュースとかで強姦事件とかでも、不起訴になりましたっていうニュースが流れることがあると思います。あれは必ずではないです

けれども、被害者の方と被疑者が示談、お金を支払うので許しますよということを言ったから、起訴しないというふうな判断をしていることが非常に多いです。起訴とありますけれども、こども2つ種類があって、裁判、普通の裁判所で裁判が開かれる公判請求というものと、開かないで書類審査だけの略式命令というものがあります。これニュースですと、絶対に裁判所が映って、開いているのとかはたぶん見たことがないと思うので。裁判をやる時には必ずその裁判所で開かないといけないのかなと思われがちなのですが、そのようなことはありません。ちょっと万引をやってしまいましたという時には、わざわざ裁判を裁判所で開かないで、書類審査だけで終わってしまうということがあります。

裁判員裁判。みなさんコロナ禍で裁判員になっていただいた方いらっしゃると思いますか？いらっしゃるんですよ。なかなか。よく名簿に登録されましたとか、もしかしたらご連絡があった方はいらっしゃるかもしれません。殺人とか、そういう重大な犯罪は裁判員裁判ということで、みなさんが裁判に参加していただくこともあります。

その後、先程お伝えした通り、検察官、警察はだめで、検察官が裁判に立ち会って、こういう証拠がありますというふうに裁判所に提出をします。他にも証人尋問と言いますが、この人が事件のことを知っていますということでも人に来てもらって、起訴されたら、被告人になります。これもよくテレビで被告というふうに、民事事件だと被告というふうに言うんですけど、刑事事件だと被告人というふうに。なので、テレビとかで〇〇被告とかって刑事事件のことを言っていたら、それはちょっと用語としては違う。正しくは被告人と言うことになっています。で、こういう裁判では悪いことをしたから、これだけ彼、彼女が判決を受けるべきだということで裁判所に言って、裁判所から判決をもらいますということです。

裁判が確定した後、誰がその刑を処理しているのでしょうか？これは検察官がやっています。例えば、罰金でいくら納付しないということになったら、それを指揮したりするのは検察官で、裁判所ではないですね。刑務所に入りなさいというのも、入るのは刑務所ですけど、検察官があなたは刑務所に入りなさいというような指揮をしています。裁判所がしているのは判決を出すところまでです。おまけで検察事務官、これもたまにドラマとかで松たか子さんとか、女性がやっていたりしますね。検察官の指揮を受けて、犯罪の捜査、逮捕、いろいろな事務を行っています。ドラマとかですと、やっぱり検察官と一緒に捜査をしているイメージがすごく強いです。他の省庁とかの職員の方と同じで、例えば会計や備品の注文とか、ほんとに検察庁の中でありとあらゆることをするのが検察事務官です。よくドラマですと、取り調べの時に検事の横に座って、パソコンを打っているというのもあると思いますけど、その通りです。実際、この人がこういうことを話しましたという供述調書を作成してくれるのが検察事務官です。

【質疑】

Q: 起訴と提訴と訴追の違いは何ですか？

A: 提訴とか訴追というのは、いろいろ国法として用語があると思いますが、刑事試験については起訴です。アメリカとかだと、訴追とかになったりするのでしょうか。あとよく民事訴訟とかですと提訴。律に決まっている用語が正しいというか、なので、刑事事件だと起訴。

Q: 起訴と提訴と訴追の違いは何ですか？

A: それは刑事事件というのは必ず国の機関である検察官が起こすものです。例えば、被害に遭われた方が、“私この人のこと悪い人だから、やっつけて、訴えて。”というのはその方が裁判所に対して言うのではなく、検察官に言ってもらいます。そして、それに応じて検察官が国の機関として、起訴をする。被害届の場合も同じです。被害を届けますということで、それを私たちが認知して、起訴するかしないかを判断して、裁判所に届けます。

Q: 以前、交通違反点数が累積して、裁判所に行って、裁判官1人だけだったと思います。弁護する人ってこういう時はいないのでしょうか。

A: 弁護士が立ち会わないといけない事件というのは、ほんとに重大なものに限られます。略式請求というのは別に弁護士が立ち会う必要がありません。おそらく罰金、ちょっと切符切られちゃいましたというのは、裁判側が判断します。ですが、“私はこれに反抗します”と不服を申し立てれば、最終的にはつく可能性もあります。

Q: 先程、裁判員裁判のお話が出たのですが、殺人事件とかで裁判員裁判でほとんどの裁判員が有罪だというふうなことを言っても、たしか結果的に裁判としては無罪とかになったことがあったと思います。その点に関して、多数決があるのか分かりませんが、裁判員裁判の方が有罪だと言っても、立場に立ったとして、結果的に裁判で無罪だというふうでしたら、裁判員裁判の意味がないと思うのですが、この点に関していかがでしょうか。

A: よく言われます。“意味がないのでは”と。しかし、“そういう法律です”と言う他、実はありません。今の裁判員の法律ですと、裁判官と裁判員が協力して、事件をどうするか決めるという建前になっています。したがって、裁判官だけが有罪です。裁判員は全員無罪ですというふうに言っても、有罪にはできないし、無罪にもできない。裁判官が何人オッケーと言って、裁判員も何人かオッケーと言って、多数決。必ずどっちかが入っていないといけないという法律になっています。したがって、裁判員の方が全員、この人は無罪にするべきでしょう、この人は有罪にするべきでしょうというふうに思っても、裁判官が誰もそれにオッケーと言わないと、決まらない。決まらないというか、その判決ができない。そうすると、やっぱりもともと国民のみなさんの声を取り入れるために、“こういう法律を作って今やっているのに、おかしくない?”と。本当にそういうご意見も、たしかにその通りだと思いますが、今の日本の法律の建前としては裁判官も専門性のある職なので、裁判官もオッケーと言わないとだめという仕組みになっているので、少なくとも法律が変わらないと、そういうのはできないということになっております。なので、今後それが変わっていくか、もっとちゃんと国民の声を取り入れるべきじゃないかというのは、たしかに声が上がっているのです。後々、法律が改正される可能性もありますよと。ここはちょっと申し上げられないと思います。

Q: 検察官の仕事の魅力ってなんですか?

A: 本当に悪い人は存在します。一方、犯罪被害に遭って、本当に困っている方もいます。そのような時に“本当にこの人はちゃんと処罰を受けてもらわないと困る”という時に、頑張って捜査をして、起訴をして、裁判所から判決をいただく。本当に悪いことをしたし、だからこの人はこういう刑にしないというふうに言われた時には、やっぱりよかったなというふうに思いますし。本当につらい思いをしている人から、“ありがとうございます”と言ってもらえると、うれしく思います。

「無罪かもしれない人を有罪にしちゃう」

これは、私たちが1番恐れていることです。よく有罪率99.9%とかドラマで、もう終わりだってことを言われたりすることがあります。私たちがミス一度もしたことがないのかと言ったら、私は自信を持っては言えません。しかし、絶対にミスをしたらいけないということで、捜査をしています。“もうこの人は100%犯人だ”という人しか起訴しません。“この人は少しでも疑いがある、95%ぐらいは犯人だけど、10%は犯人ではない確率がある”ですと、起訴しません。そういう時は、被害者の方に説明するのはつらいところがあします。“絶対この人犯人じゃないですか?”と私たちも8割、9割の確率でそうだと思っていても、残りの10%、20%がどうしても証明できないのでしません。これは日本の制度なので、その後の裁判の結果としては有罪率が非常に高くなっているところなのかなと思います。

◆作成：今井